

# 告 示

## 埼玉県告示第九百七十三号

測量計画機関である東秩父村から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

東秩父村

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

秩父郡東秩父村大字坂本

### 四 作業期間

平成二十七年八月十七日から平成二十七年十二月十八日まで